

令和8年度

【福津市・宗像市】

新型コロナウイルス感染症予防接種について

新型コロナウイルス感染症の予防には、予防接種が効果的です。この予防接種は、接種を受ける法律上の義務はないため、有効性や副反応などについてよく理解された上で、自らの意思で接種を希望する人のみに接種を行います。

接種の対象

次のいずれかに該当する人。

(1) 65歳以上の人

(2) 60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいがある人（身体障害者手帳1級）

▶ (2) の人は接種時に身体障害者手帳の提示が必要です。

【注】 (1) (2) とともに接種日当日に、上記の年齢に達していることが必要です。

接種の期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

回数（費用）

毎年度1回（7,800円 ※15,884 円のうち8,084円を公費で負担します）

接種費用の免除

対象となる人のうち、次のいずれかに該当する人は、接種費用の免除が受けられます。

(1) 市町村民税非課税世帯の人

(2) 生活保護世帯の人

ただし、免除を受ける場合は、接種の当日、証明書類（①～⑤のいずれか1つ）が必要です。

免除要件	証 明 書 類	
市町村民税 非課税世帯 の人	① 予防接種費用免除の証明書	
	② 介護保険負担限度額認定証（要介護認定者で交付を受けている人）	
	後期高齢者 医療の人のみ	③ マイナ保険証 ④ 後期高齢者医療資格確認書（限度区分に「区Ⅰ」「区Ⅱ」と記載があるもの）
生活保護 世帯の人	⑤ 「診療依頼書」又は「生活保護受給証明書」	

「予防接種費用免除の証明書」の申請について 【注】事前手続きが必要

上記②③④のいずれも持っていない人で、「接種費用免除の対象となる可能性がある」場合は、お住まいの市で①の証明書の申請をしてください。

【交付申請に必要なもの】

□本人または同一世帯の家族が申請：本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

□代理人が申請：委任状、代理人本人の本人確認書類（同上）

	福 津 市	宗 像 市
証明書の名称	非課税証明書 （高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種用）	新型コロナウイルス感染症予防接種 費用徴収免除対象者証明書
交付窓口	・税務課（市役所本館） ・市民課市民総合サービス係（津屋崎行政センター）	健康課（市役所本館）

【注】申請にあたって、転入、未申告などの理由により、課税状況が確認できないときは、別に非課税証明書の提示（又は申告）が必要となります。

【お問い合わせは、お住まいの市担当課へ】

福津市いきいき健康課（ふくとぴあ）

☎ 0940-43-8115

宗像市健康課

☎ 0940-36-1187

接種当日に必要なもの

- (1) 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- (2) 接種費用(免除を受ける人は、証明書類) (3) 身体障害者手帳(該当する人のみ)

注意事項

- (1) 次のいずれかに該当するときは、接種費用の公費負担はありません。
 - ・接種の対象とならない人が接種したとき
 - ・同一年度内で2回目の接種をしたとき(一般的に65歳以上の人は、1回の接種で効果があるとされています。本人の希望及び医師の判断により2回接種をすることがありますが、2回目は任意接種となります。)
- (2) 費用の免除を受けるときは、接種前に証明書類を揃える必要があります。
(接種後は、費用の免除を受けることはできません。)

予防接種の効果

○新型コロナウイルス感染症の発病、発病後の重症化や死亡を予防することに一定の効果があります。

予防接種の当日は、次のことに注意しましょう

○「かかりつけ医」での接種を。

日頃の体調をよく知る「かかりつけ医」で接種を受けましょう。

○接種は体調がよい日に。

接種には身体に負担がかかるため、体調がよい日に受けましょう。

なお、当日、37.5℃以上の熱がある人は、接種を受けることができません。

○接種後は安静に。

接種後は安静にしてください(30分程度)。

また、接種当日は、激しい運動や飲酒を避けましょう。

○接種部位はこすらない。

接種当日も入浴は可能ですが、接種部位をこすらないようにしましょう。

接種後に次のような症状(副反応)があらわれることがあります

○接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱など。

様々な症状が確認されていますが、ほとんどが軽度又は中等度であり、現時点で得られている情報からは、安全性に重大な懸念は認められていないと判断されています。また、年長者である方が副反応出現率は低いともされています。

○アナフィラキシー。

重篤な副反応としてアナフィラキシーが報告されています。そのため接種後 30 分はその場で健康観察が必要です。なお、接種後数日の間に胸痛、動悸、息切れ、むくみなどの症状があった場合は、接種を受けた医療機関に相談してください。

健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、極めてまれではあるものの健康被害(病気になったり、障がいが残ったりすること)が起こることがあります。副反応による健康被害は、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。予防接種(定期接種、臨時接種)による健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済が受けられます。

接種の記録(接種済証)は、大切に保管しましょう

○接種の記録は必ずとっておきましょう。

接種の記録は、長期間、大切に保管する必要があります。

○不要な接種を避けましょう。

新型コロナウイルスワクチンの年度内の再接種については、接種費用の公費負担はありません。

かかりつけ医などに相談のうえ、必要な場合にのみ接種を受けましょう。